

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
翌日の翌日)

目次  
◇規則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

## 規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

条例第六条の規定による県営住宅入居申込書の様式は、次の各号に掲げる入居の申込みの区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

一 条例第三条の公募に係る入居の申込み 県営住宅入居申込書(様式第一号)

二 条例第四条第一号から第五号までに掲げる事由に係る入居の申込み 県営住宅特定入居申込書(様式第二号)

三 条例第四条第六号及び第七号に掲げる事由に係る入居の申込み 県営住宅変更入居申込書(様式第三号)

四 条例第四条第八号に掲げる事由に係る入居の申込み 県営住宅入居替申込書(様式第四号)

第二条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「前二項」を「前項」に改め、「及び申請書」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を次のように改める。

三 知事は、第一項第一号の入居申込書を受理した場合において、条例第七条第三項に該当すると認めるときは、入居申込者に県営住宅公開抽せん通知書(様式第五号)を送付するものとする。

第三条の次に次の二条を加える。

(優先入居者の要件)

第三条の二 条例第七条第四項の知事が定める要件で老人に係るものは、次のとおりとする。

- 一 六十五歳以上の者であること。
- 二 その者の属する世帯の主たる収入を得る者であること。

二 条例第七条第四項の知事が定める要件で身体障害者に係るものは、次

のとおりとする。

一 次のいずれかに該当する者であること。

イ 恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ三第一款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている戦傷病者

ロ 身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の四級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害手帳の交付を受けている者

二 その者の属する世帯の主たる収入を得る者であること。

(低額所得者の収入の基準)

第三条の三 条例第七条第四項の知事が定める収入の基準は、一万円以下とする。

第四条中「県営住宅入居許可書(様式第六号)の交付によりこれに代えるものとする」を「県営住宅入居決定通知書(様式第六号)により行なうものとする」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分中「住宅扶助」を「保護」に改め、同項第一号中「第五号」を「第六号」に、「県営住宅変更許可申請書」を「県営住宅変更入居申込書」に改め、同条第三項中「住宅扶助を受けている」を「保護を受けている」に、「その住宅扶助として支給される家賃の額とする」を「その保護を行なうに際して算定の基礎となつた家賃に相当する額とする」に改める。

第八条の三第一項第四号中「生活扶助」を「保護」に改める。

第八条の四第二項の表の添付書類の欄中「住宅扶助」を「保護」に、「住宅扶助受給証明書」を「家賃算定額証明書」に、「生活扶助受給証明書」を「生活保護受給証明書」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。

(高額所得者に対する通知)

第十四条の二 条例第十九条の二第一項に規定する高額所得者に対する通知は、高額所得通知書(様式第二十六号の二)により行なうものとする。(明渡し)の期限の延長の申出書)

第十四条の三 条例第二十一条の二第三項に規定する明渡しの期限の延長の申出は、高額所得者明渡期限延長申出書(様式第二十六号の三)を知事に提出してしなければならない。

第十五条中「条例第二十条」を「条例第二十一条の三」に改める。

様式第一号中「許可願いたく関係書類を添えて申込みます」を「関係書類を添えて申し込みます」に改める。

様式第二号中「県営住宅例外入居申込書」を「県営住宅特定入居申込書」に、「許可願いたく関係書類を添えて申込みます」を「関係書類を添えて申し込みます」に、「第四号」を「第五号」に改める。

様式第三号中「県営住宅変更許可申請書」を「県営住宅変更入居申込書」に、「許可願いたく申請します」を「申し込みます」に改める。

様式第四号中「県営住宅入居替許可申請書」を「県営住宅入居替申込書」に、「入居替の許可を願いたく申請します」を「入居替えを願いたく申し込みます」に改める。

様式第六号中「県営住宅入居許可書」を「県営住宅入居決定通知書」に、「許可する」を「決定したので通知します」に、「入居日」を「入居可能

日」に改める。

様式第七号中「許可」を「入居の決定」に改め、同様式の別記諸条項の四を次のように改める。

四 住宅の明渡しについて

知事は、次の場合は、入居者に対し県営住宅の明渡しを請求することができ、入居者は、知事が指定する期日までに当該県営住宅を明け渡さなければならない。

- イ 不正の行為により入居したとき。
  - ロ 家賃又は割増賃料を三月以上滞納したとき。
  - ハ 県営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
  - ニ 正当な事由によらないで引き続き十五日以上県営住宅を使用しないとき。
  - ホ 三の規定に違反したとき。
  - ヘ 県営住宅に五年以上入居し、収入の額が二年間十一万円をこえるとき。
  - ト 県営住宅建替事業の施行に伴い県営住宅を除却するとき。
- 様式第七号の別記諸条項の七の(二)中「入居後二年以上経過した場合知事の請求により」を「入居してから引き続き三年を経過した場合」に改める。  
様式第二十六号の次に次の二様式を加える。

受領 番号	昭和 年 月 日	職 氏 名 回	高 額 所 得 通 知 書		記	
			高 額 所 得 額	通 知 書	お な だ の 収 入 は、 次 の と お り 鳥 取 県 営 住 宅 の 設 置 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 第 十 九 条 の 二 第 一 項 に 定 め る 収 入 の 基 礎 と し て い る の で、 同 条 例 同 条 同 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。	記
年次	所得者氏名	年間収入金額	収入月額	(A) 控除養親族控除額	(B) 配偶者以外の同居の親族の月額除後の収入	(C) 高額所得者の収入基礎額の
1年次	計					
1年次	計					
高 額 所 得 者 の 収 入 基 礎 超 過 決 定 日	昭 和 年 月 日					

様式第二十六号の三

高額所得者明渡期限延長申出書

昭和 年 月 日付けで高額所得者として明渡しの請求を受けましたが、次の理由により県営住宅の明渡期限を延長していただきたいので、承認願いたく関係書類を添えて申し上げます。

記

一 期限の延長を必要とする理由

二 県営住宅の明渡期限 昭和 年 月 日

三 延長を受けようとする期限 昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

団地 第 号

申請者

職 氏 名 殿

㊦

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十五年四月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十六号

鳥取県特別県営住宅管理規則の一部を改正する規則

鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和四十三年五月鳥取県規則第四十一号）

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「住宅管理員」を「住宅監理員」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第七条第一項の規定による特別県営住宅監理員は、次の表の上欄に掲げる特別県営住宅につき、それぞれ同表下欄に掲げる職員をもつて充てる。

特別県営住宅	職 員
鳥取市の地域に所在する特別県営住宅	建築課長
米子市の地域に所在する特別県営住宅	米子土木出張所長

第三条中「第二条第一項、第三項及び第四項」を「第二条（第一項第三号及び第四号を除く。）」に、「第八条（家賃又は敷金の減免及び割増賃料の減免に関する部分を除く。）」を「第八条の二（割増賃料の徴収の猶予に関する部分を除く。）」、第八条の三、第八条の四（家賃の減免及び割増賃料の免除又は徴収猶予に関する部分を除く。）」に、「第十七条第四項」を「第十七条第三項」に、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】